

## 特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 6 年度診療報酬改定に伴う材料価格基準改定により、下記のとおり特定器材マスターを改定したのでお知らせします。

### 記

#### 1 改定の概要

特定器材コードの収載数：1,150コード

特定器材コードの新設

別添 1 のコードとなります。

特定器材コードの廃止

別添 2 のコードとなります。

特定保険医療材料の経過措置

ア 各別表の規定にかかわらず、別添 3 の特定器材マスターは経過措置期間に応じた材料価格基準の価格を設定しています。

イ 各別表の規定にかかわらず、特定の薬事法承認番号を受けた特定器材マスターは、別添 4 の経過措置期間に応じた価格を設定しています。

#### 2 マスターファイル仕様説明書の変更等

レセプト電算処理システム特定器材マスターファイル仕様説明書について、別添 5 のとおり変更しました。

#### 3 その他

新設した特定器材コードは「項番 3 3 : D P C 適用区分」に、「0」( D P C 点数表に含まれる特定器材 ( 包括評価対象 ) ) を設定しています。

なお、「D P C 適用区分」情報については、収載が可能となった時点で公表する予定です。